

義務付け・枠付けの更なる見直しについて

1 義務付け・枠付けの見直しのこれまでの取組

義務付け・枠付けの見直しについては、これまで地方分権改革推進委員会第2次勧告（平成20年12月）で示された4,076条項について、重点分野を定め、分野ごとに義務付け・枠付けの存置が許容される類型に該当しない事項の見直しを進めてきたところである。

「地方分権改革推進計画」（平成21年12月15日閣議決定。第1次見直し）及び「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定。第2次見直し）に基づくこれまでの見直しにおいては、「施設・公物設置管理の基準」、「協議、同意、許可・認可・承認」及び「計画等の策定及びその手続」の3分野等に係る1,216条項のうち、同第3次勧告（平成21年10月）において許容類型に該当せず見直すべきとされた889条項のうち636条項、その他の事項9条項の見直しを決定した。

また、同第2次勧告で示された条項以外でも、地方債協議制度や地方から国等への寄附禁止規定の見直しを含む21条項の見直しも行ったところである。

これらの見直しについては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号。第1次一括法）、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号。第2次一括法）等の成立により、所要の法律の整備が行われ、地方自治体において必要な条例制定の準備が進むなど改革の実行の段階にある。

2 今般の義務付け・枠付けの見直し

今般の義務付け・枠付けの見直し（第3次見直し）としては、「地方からの提言等に係る事項」、「通知・届出・報告、公示・公告等」及び「職員等の資格・定数等」の3分野に係る1,212条項を対象に許容類型を設定し、それに該当しない事項等の見直しについて地域主権戦略会議を中心に関係府省とともに取り組んできたところである。

この第3次見直しにおいては、別紙に掲げる事項について必要な法制上その他の措置を講じることとし、これらの条項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成24年通常国会に提出する。

3 今後の取組

第1次見直しから第3次見直しまでの取組により、4,076条項のうち2,428条項が検討の対象となり、また、地方自治体から提言等のあった事項については全て検討の対象とし、一定の見直しが行なわれた。残された1,648条項の義務付け・枠付けについては、その見直しに向けて引き続き取り組んでいく。その見直しの手法としては、各条項の内容は多岐にわたるものであることから、これま

のように、重点分野を定めて見直しを行う方式ではなく、地方からの地域の実情に即した具体的な提案を受けて、個別の義務付け・枠付けの見直しを検討することにより進めることとする。

その際、これまで検討したものの見直しに至らなかった事項や、更には 4,076 条項以外の義務付け・枠付けについても検討の対象とし、見直しを進める。今後の見直しの具体的方法については、地域主権戦略会議で検討を行っていくこととする。

1 地方からの提言等に係る事項

[内閣府]

(1) 交通安全対策基本法（昭 45 法 110）

- ・ 都道府県交通安全対策会議の委員（17 条 3 項）については、同項 1 号から 6 号に掲げる者のほか、都道府県知事が必要と認める者をもって充てることとすることとする。

[文部科学省]

(2) 学校教育法（昭 22 法 26）

- ・ 幼保一体化については、現在検討中の「子ども・子育て新システム」において、学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設（仮称）を創設し、総合施設（仮称）における指導・援助の要領として「総合施設保育要領（仮称）」を定めることを検討している。
- ・ 高等学校の学習指導要領（52 条）については、平成 21 年 3 月に改訂した学習指導要領において、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための工夫や、各学校・生徒の実態等に応じて週当たりの授業時数を増加できることを明確化するなど、大綱化及び弾力化を図っており、今後も、新しい学習指導要領の実施状況も踏まえ、その改善に向けて検討することとする。
[一部措置済み（高等学校学習指導要領（平 21 文部科学省告示 34））]
- ・ 高等学校において、障害のある生徒に対し、特別な教育課程を編成すること（81 条 1 項）については、現在、行っているモデル事業の成果等も踏まえつつ、検討することとする。

[厚生労働省]

(3) 保健師助産師看護師法（昭 23 法 203）

- ・ 都道府県知事が行う准看護師試験の事務（18 条）については、地方自治法（昭 22 法 67）に規定する事務委託の制度の対象であり、他の都道府県に試験の事務を委託することができる旨を周知する。

(4) 介護保険法（平 9 法 123）

- ・ 指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者が有する従業者の員数に関する基準（81 条 1 項、115 条の 24 第 1 項）並びに支援の事業の運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（81 条 2 項、115 条の 24 第 2 項）を、条例（制定主体は、指定居宅介護支援事業者の基準については都道府県、指定都市及び中核市、指定介護予防支援事業者の基準については市町村）に委任する。
条例制定の基準については、介護支援専門員等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配

置する従業者の員数に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は「従うべき基準」とし、その他の運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に係る規定は「参酌すべき基準」とする。

- ・ 地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準（115条の45第4項）を、条例（制定主体は、市町村）に委任する。

条例制定の基準については、保健師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定は「従うべき基準」とし、その他の基準に係る規定は「参酌すべき基準」とする。

なお、介護保険法における基準の条例への委任については、法施行の状況等を踏まえ、国の基準の在り方を再検討する。

（5）障害者自立支援法（平 17 法 123）

- ・ 「居宅介護」（5条2項、28条1項、29条1項）は、居宅において行われる介護等のほか、通院や官公署への移動のための外出時には「居宅介護」における「通院等介助」及び「通院等乗降介助」を行うことができる。

また、外出時の介護等については、市町村が地域生活支援事業として行う移動支援事業のほか、重度の肢体不自由者に対する「重度訪問介護」、重度の知的障害者及び精神障害者に対する「行動援護」並びに平成 23 年 10 月から施行された重度の視覚障害者に対する「同行援護」により行うことができる。

[農林水産省]

（6）農業改良助長法（昭 23 法 165）

- ・ 普及指導員の任用資格（9条）については、構造改革特別区域制度の対象となったときは、その要件を緩和する。

（7）農業委員会等に関する法律（昭 26 法 88）

- ・ 市町村長が特に必要と認める場合に、農業委員会の区域を分けて二以上の選挙区を設ける場合について、その基準を緩和する。

（8）主要農作物種子法（昭 27 法 131）

- ・ ほ場審査及び生産物審査（4条4項）については、民間事業者への委託ができることについて明確化する。

（9）遊漁船業の適正化に関する法律（昭 63 法 99）

- ・ 遊漁船業務主任者の農林水産省令で定める基準（12条）については、都道府県が実施する遊漁船業務主任者を養成するための講習に係る農林水産大臣の認定を、事前報告・届出・通知とする。

[国土交通省]

(10) 港湾法(昭25法218)

- 港湾区域及び臨港地区内にない水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、航行補助施設、荷さばき施設、旅客施設、保管施設、船舶役務用施設、港湾公害防止施設、廃棄物処理施設、港湾環境整備施設、港湾厚生施設、港湾管理施設及び港湾施設用地についての港湾施設としての認定に係る港湾管理者の国土交通大臣への申請(2条6項)については、当該港湾管理者にとって円滑な事業執行に資する時期に可能であることを各港湾管理者に周知を図る。
- 港湾管理者としての地方公共団体が委員会を設置した場合における国土交通大臣への届出(35条3項)は、廃止する。
- 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者としての地方公共団体のその業務に関する収入及び支出その他港湾に関する報告の写しの国土交通大臣への提出(49条)は、廃止する。
- 港湾管理者としての地方公共団体が協議会の規約を定めた場合又は変更した場合における国土交通大臣への届出(50条の3第3項)は、廃止する。

2 通知・届出・報告、公示・公告等

[内閣官房]

(1) 中心市街地の活性化に関する法律（平 10 法 92）（経済産業省、国土交通省、農林水産省と共管）

- ・ 市町村が特定民間中心市街地活性化事業計画を主務大臣に送付する場合における意見の添付に係る規定（40 条 2 項）は、意見があるときは添付することとする。

[内閣府]

平成 24 年 3 月 31 日限り失効することとされている沖縄振興特別措置法（平 14 法 14）及び沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平 7 法 102）については、これらの法律の失効後仮に法的措置がなされる場合には、第 12 回地域主権戦略会議（平成 23 年 7 月 7 日）で承認された「今後の義務付け・枠付けの見直しに当たっての具体的に講ずべき措置の方針」に沿って義務付け・枠付けを見直す。

[警察庁]

(2) 道路交通法（昭 35 法 105）

- ・ 都道府県公安委員会から国際運転免許証等に係る自動車等の運転禁止等の報告（107 条の 6）を受けた国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各都道府県公安委員会に通報するものとする。

[金融庁]

(3) 貸金業法（昭 58 法 32）

- ・ 都道府県知事の貸金業者の登録を取り消した旨等の公告の規定（24 条の 6 の 8）に係るその方法は、例示化する。

[総務省]

(4) 地方自治法（昭 22 法 67）

- ・ 関係普通地方公共団体の長の相互救済事業の経営状況の公表（263 条の 2 第 3 項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 都道府県知事が広域連合を設けるべきことを勧告した場合における総務大臣への報告に係る規定（285 条の 2 第 2 項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

(5) 消防組織法 (昭 22 法 226)

- ・ 広域化対象市町村の都道府県知事からの勧告に基づいて講じた措置についての都道府県知事への報告に係る規定 (33 条 5 項) は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

(6) 消防法 (昭 23 法 186)

- ・ 委任都道府県知事が指定試験機関に危険物取扱者試験事務を行わせることとした場合又は行わせないこととした場合における総務大臣への報告に係る規定 (13 条の 8 第 1 項、13 条の 19 第 2 項) は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

(7) 行政書士法 (昭 26 法 4)

- ・ 委任都道府県知事が指定試験機関に試験事務を行わせることとした場合又は行わせないこととした場合における総務大臣への報告に係る規定 (4 条の 4 第 1 項、4 条の 15 第 2 項) は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

(8) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律 (昭 37 法 88)

- ・ 都道府県計画を定めた場合における総務大臣への提出に係る規定 (3 条 7 項) は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

(9) 住民基本台帳法 (昭 42 法 81)

- ・ 委任都道府県知事が指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせることとした場合又は行わせないこととした場合における総務大臣への報告に係る規定 (30 条の 14 第 1 項、30 条の 26 第 2 項) は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

(10) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律 (平 13 法 120)

- ・ 地方公共団体の郵便局を指定した旨等又は指定を取り消した旨等の告示 (3 条 4 項、4 条 3 項) は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(11) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 (平 14 法 153)

- ・ 委任都道府県知事が指定認証機関に認証事務を行わせることとした場合又は行わせないこととした場合における総務大臣への報告に係る規定 (38 条 1 項、50 条 2 項) は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

[文部科学省]

(12) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭 31 法 162)

- ・ 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局の職員のうち所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の公表 (19 条 8 項) は、廃止する。

[厚生労働省]

(13) 食品衛生法 (昭 22 法 233) (消費者庁と共管)

- ・ 国及び都道府県等が行う食品衛生に関する監視又は指導の実施に関する指針の策定又は変更 (22 条) をした厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、これを都道府県知事等に通知するものとする。

(14) 医師法 (昭 23 法 201)

- ・ 都道府県知事が医師免許の取消処分に係る行政手続法 24 条 1 項の調書及び同条 3 項の報告書の提出を受けた場合には当該調書及び報告書の写しを提出することとし、さらに当該処分の決定について意見がある場合にはその意見を記載した意見書 (7 条 8 項) を提出することとする。
- ・ 都道府県知事が医業の停止の命令に係る者に対する弁明の聴取を行った場合における当該処分の決定についての報告書 (7 条 15 項) は、意見があるときはその意見を記載することとする。

(15) 歯科医師法 (昭 23 法 202)

- ・ 都道府県知事が歯科医師免許の取消処分に係る行政手続法 24 条 1 項の調書及び同条 3 項の報告書の提出を受けた場合には当該調書及び報告書の写しを提出することとし、さらに当該処分の決定について意見がある場合には意見を記載した意見書 (7 条 8 項) を提出することとする。
- ・ 都道府県知事が歯科医業の停止の命令に係る者に対する弁明の聴取を行った場合における当該処分の決定についての報告書 (7 条 15 項) は、意見があるときはその意見を記載することとする。

(16) 保健師助産師看護師法 (昭 23 法 203)

- ・ 都道府県知事が保健師等の免許の取消処分に係る行政手続法 24 条 1 項の調書及び同条 3 項の報告書の提出を受けた場合には当該調書及び報告書の写しを提出することとし、さらに当該処分の決定について意見がある場合には意見を記載した意見書 (15 条 6 項) を提出することとする。
- ・ 都道府県知事が保健師等の業務の停止の命令に係る者に対する弁明の聴取を行った場合における当該処分の決定についての報告書 (15 条 13 項) は、意見があるときはその意見を記載することとする。

(17) 医療法 (昭 23 法 205)

- ・ 都道府県知事が報告を受けた医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報又はその変更された情報の公表の方法 (6 条の 3 第 5 項) については、地域主権改革の推進の観点も踏まえて検討し、平成 23 年度内に結論を得る。
- ・ 都道府県知事が提出を受けた地域医療支援病院に係る業務に関する報告書の内容の公表の方法 (12 条の 2 第 2 項) については、地域主権改革の推進の観点も踏まえて検討し、平成 23 年度内に結論を得る。

(18) クリーニング業法 (昭 25 法 207)

- ・ 委任都道府県知事が指定試験機関に試験事務を行わせることとした場合又は行わせないこととした場合において指定試験機関から厚生労働大臣へ報告することとし、委任都道府県知事から厚生労働大臣への報告に係る規定 (7 条の 5 第 1 項、7 条の 16 第 2 項) は、廃止する。

(19) 社会福祉法 (昭 26 法 45)

- ・ 市町村の社会福祉事業の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集に係る都道府県知事への書面の提出及び結果の報告 (改正前の 73 条 1 項、3 項) は、廃止する。
[措置済み (地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (平 23 法 105))]

(20) あへん法 (昭 29 法 71)

- ・ 都道府県知事がけしの栽培の許可に係る申請書を受理した場合における意見 (12 条 4 項) は、意見があるときは添付することとする。

(21) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 (昭 31 法 160)

- ・ 献血の推進に関する計画の策定又は変更 (10 条) をした厚生労働大臣は、これを都道府県に送付するものとする。

(22) 薬剤師法 (昭 35 法 146)

- ・ 都道府県知事が薬剤師免許の取消処分に係る行政手続法 24 条 1 項の調書及び同条 3 項の報告書の提出を受けた場合には当該調書及び報告書の写しを提出することとし、さらに当該処分の決定について意見がある場合にはその意見を記載した意見書 (8 条 9 項) を提出することとする。
- ・ 都道府県知事が薬剤師の業務の停止の命令に係る者に対する弁明の聴取を行った場合における当該処分の決定についての報告書 (8 条 16 項) は、意見があるときはその意見を記載することとする。

(23) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭 45 法 20)

- ・ 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が特定建築物のうち政令で定めるものに係る届出を受理した場合における都道府県労働局長への通知に係る規定 (5 条 4 項) は、廃止する。

(24) 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭 57 法 80)

- ・ 都道府県の都道府県医療費適正化計画の進捗状況に関する評価の結果の公表 (11 条 1 項) は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 都道府県の都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価の内容の公表 (12 条 2 項) は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(25) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平2法70）

- ・ 委任都道府県知事が指定検査機関に食鳥検査の全部若しくは一部を行わせることとした場合又はその全部若しくは一部を行わせないこととした場合において指定検査機関から厚生労働大臣へ報告することとし、委任都道府県知事から厚生労働大臣への報告に係る規定（24条1項、34条2項）は、廃止する。

[農林水産省]

(26) 土地改良法（昭24法195）

- ・ 都道府県知事の、市町村が土地改良事業を行う際の同意をした旨の公告（96条の2第7項）は、廃止する。
- ・ 市町村が土地改良事業の工事（農用地の保全又は利用上必要な施設の管理の事業については、管理）に着手し、又は工事を伴う土地改良事業につきその工事を完了した場合における都道府県知事への届出（113条の2第1項）は、廃止する。
[措置済み（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平23法105））]

(27) 家畜取引法（昭31法123）

- ・ 都道府県知事が市場再編整備地域の指定をした場合における農林水産大臣への報告に係る規定（21条2項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。

(28) 野菜生産出荷安定法（昭41法103）

- ・ 都道府県知事の生産出荷近代化計画の樹立又は変更に係る農林水産大臣への提出又は届出に係る規定（8条1項、9条1項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。

(29) 林業種苗法（昭45法89）

- ・ 都道府県知事が生産事業者の登録をした場合等における公告の規定（16条1項）に係るその方法は、例示化する。
- ・ 都道府県知事が生産事業者から氏名等の変更の届出を受けた場合における公告の規定（16条2項）に係るその方法は、例示化する。

(30) 卸売市場法（昭46法35）

- ・ 中央卸売市場の開設者が卸売業務の許可に係る申請書を受理した場合における農林水産大臣への意見の添付（16条2項）は、任意とする。

(31) 農業経営基盤強化促進法（昭55法65）

- ・ 同意市町村が農用地利用規程を認定した場合における公告（23条8項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。

[経済産業省]

(32) 火薬類取締法 (昭25法149)

- ・ 都道府県知事が指定試験機関に試験事務を行わせることとした場合又は行わせないこととした場合における経済産業大臣への報告に係る規定(31条の3第3項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

(33) 高圧ガス保安法 (昭26法204)

- ・ 都道府県知事が高圧ガス保安協会若しくは指定試験機関に試験事務を行わせることとした場合又は行わせないこととした場合における経済産業大臣への報告に係る規定(31条の2第3項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

(34) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭42法149)

- ・ 都道府県知事が高圧ガス保安協会若しくは指定試験機関に試験事務を行わせることとした場合又は行わせないこととした場合における経済産業大臣への報告に係る規定(38条の6第3項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

(35) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律 (昭49法57)

- ・ 都道府県知事が伝統的工芸品産業に関する振興計画を受理した場合における経済産業大臣への意見の添付に係る規定(4条2項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

[国土交通省]

(36) 建設業法 (昭24法100)

- ・ 都道府県知事が営業の全部又は一部の停止を命ずる等の処分をした場合における公告の方法に係る規定(29条の5第1項)は、廃止又は例示化する。
- ・ 都道府県知事の供する建設業者監督処分簿の閲覧の方法に係る規定(29条の5第4項)は、廃止又は例示化する。

(37) 水防法 (昭24法193)

- ・ 都道府県知事の浸水想定区域の指定区域及び浸水した場合に想定される水深の公報への掲載による公表に係る規定(14条3項)は、廃止又は例示化する。

(38) 建築基準法 (昭25法201)

- ・ 建築主事を置く市町村以外の市町村の長が建築協定書を都道府県知事に送付する際に添える当該建築協定書に対する意見(72条2項)は、意見があるときに添えることとする。
- ・ 都道府県知事が指定確認検査機関に対し確認検査の業務に関し監督上必要な命令をした場合における公示の方法に係る規定(77条の30第2項)は、廃止又は例示化する。

(39) 建築士法 (昭 25 法 202)

- ・ 都道府県知事が二級建築士又は木造建築士の免許を取り消した場合における公告の方法に係る規定 (9 条 2 項) は、廃止又は例示化する。
- ・ 都道府県知事が二級建築士又は木造建築士に対し戒告等の処分をした場合における公告の方法に係る規定 (10 条 5 項) は、廃止又は例示化する。

(40) 港湾法 (昭 25 法 218)

- ・ 港湾管理者が料率を定め、又は変更しようとする場合における国土交通大臣への届出 (44 条の 2 第 3 項) に関し、当該届出の対象となる港湾を、国際戦略港湾に限定する。
[措置済み (港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律 (平 23 法 9))]
- ・ 特定港湾管理者が特定国際コンテナ埠頭の運営者を認定する場合における当該認定の申請の内容の縦覧 (50 条の 4 第 4 項) は、廃止する。
[措置済み (港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律 (平 23 法 9))]
- ・ 特定港湾管理者が特定国際コンテナ埠頭の運営者を認定した場合における認定運営者の氏名等の公表 (50 条の 4 第 6 項) は、廃止する。
[措置済み (港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律 (平 23 法 9))]

(41) 国土調査法 (昭 26 法 180)

- ・ 都道府県知事が国土調査の指定をした場合における公示 (6 条 5 項) は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 都道府県知事が当該年度における事業計画を定めた場合における公示 (6 条の 3 第 5 項) は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 市町村長が標識等について滅失、破損その他異状があることを発見した場合における当該標識等を設置した者への通知に係る規定 (31 条 2 項) は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

(42) 土地収用法 (昭 26 法 219)

- ・ 都道府県知事が事業の認定に関する書類の写の送付の要求を受けた場合における国土交通大臣への送付に係る規定 (26 条 2 項) は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

(43) 道路法 (昭 27 法 180)

- ・ 都道府県又は市町村が道路管理者である都道府県道又は市町村道について、橋の通行者又は渡船施設の利用者からの料金の徴収に係る国土交通大臣の許可を受けようとする場合における設計図その他必要な図面を添付した申請書の国土交通大臣への提出 (25 条 3 項) は、事後届出とする。

[措置済み（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平 23 法 105））]

（４４）道路整備特別措置法（昭 31 法 7）

- ・ 都道府県道又は市町村道の道路管理者が、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収する場合における国土交通大臣の許可に係る設計図その他国土交通省で定める書面を添付した申請書の国土交通大臣への提出（18 条 2 項）は、事後届出とする。

[措置済み（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平 23 法 105））]

- ・ 工事の着手及び完成の予定年月日又は収支予算の明細（18 条 2 項 3 号又は 4 号）を変更しようとする場合における事前届出（同条 5 項）は、事後届出とする。

[措置済み（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平 23 法 105））]

- ・ 都道府県道又は市町村道の道路管理者が、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収する二以上の道路を一の道路として料金を徴収する場合における国土交通大臣の許可に係る国土交通省令で定める書類を添付した申請書の国土交通大臣への提出（19 条 2 項）は、事後届出とする。

[措置済み（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平 23 法 105））]

- ・ 収支予算の明細（19 条 2 項 1 号）を変更しようとする場合における国土交通大臣への事前届出（同条 5 項）は、事後届出とする。

[措置済み（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平 23 法 105））]

- ・ 料金を徴収する道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとする場合における国土交通大臣への同意を要する協議に係る書類の国土交通大臣への提出（21 条 4 項）は、事後届出とする。

[措置済み（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平 23 法 105））]

（４５）宅地造成等規制法（昭 36 法 191）

- ・ 都道府県知事が宅地造成工事規制区域の指定をする場合における国土交通大臣への報告に係る規定（3 条 3 項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

（４６）踏切道改良促進法（昭 36 法 195）

- ・ 鉄道事業者及び都道府県又は市町村である道路管理者の立体交差化計画、構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画の提出に係る規定（4 条 1 項）は、「できる」規定化する。

[措置済み（踏切道改良促進法の一部を改正する法律（平 23 法 6））]

(47) 地方住宅供給公社法 (昭40法124)

- ・ 都道府県知事又は市長が受け取った、地方住宅供給公社が国土交通大臣に提出する申請書その他の書類を同大臣に提出する場合に附する意見 (44条2項) は、意見があるときに附することとする。

(48) 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律 (昭41法45)

- ・ 都道府県公安委員会及び都道府県又は市町村である道路管理者の特定交通安全施設等整備事業の実施計画の提出に係る規定 (4条1項) は、「できる」規定化する。
[措置済み (地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (平23法105))]

(49) 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 (昭42法110)

- ・ 都道府県知事が損失補償申請書を受理した場合における意見を記載した書面 (11条2項) は、意見があるときに添えることとする。

(50) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭42法131)

- ・ 都道府県知事が土砂等の運搬に関する事業を行う者の団体に係る届出を受理した場合における国土交通大臣及び関係各大臣への通知に係る規定 (12条3項) は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

(51) 都市計画法 (昭43法100)

- ・ 市町村が都市計画を決定した場合 (国土交通大臣が都市計画決定権者である場合を除く。) 又は都道府県が都市計画を決定した場合における総括図、計画図及び計画書の写しの国土交通大臣への送付に係る規定 (20条1項) は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

(52) 地方道路公社法 (昭45法82)

- ・ 都道府県知事又は市長が受け取った、地方道路公社が国土交通大臣に提出する申請書その他の書類を同大臣に提出する場合に附する意見 (40条2項) は、意見があるときに附することとする。

(53) 積立式宅地建物販売業法 (昭46法111)

- ・ 都道府県知事が業務の全部又は一部の停止を命ずる等の処分をした場合における公告の方法に係る規定 (47条) は、廃止又は例示化する。

(54) 国土利用計画法 (昭49法92)

- ・ 市町村長が土地に関する権利の移転等の許可に係る申請書を受理した場合に付する意見 (15条2項) は、意見があるときに付することとする。

(55) 国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律 (昭52法71)

- ・ 国際観光文化都市の長が事業計画を作成した場合における主務大臣への提出に係る規定 (3条1項) は、「できる」規定化する。
[措置済み (地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (平23法105))]

(56) 幹線道路の沿道の整備に関する法律 (昭55法34)

- ・ 市町村が沿道整備権利移転等促進計画を定めた旨の公告をしようとする場合における都道府県知事への通知に係る規定 (10条の4第2項) は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

(57) 多極分散型国土形成促進法 (昭63法83)

- ・ 都道府県の振興拠点地域基本構想の公表 (8条3項) は、努力義務化する。
[措置済み (地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (平23法105))]

(58) 不動産特定共同事業法 (平6法77) (金融庁と共管)

- ・ 都道府県知事が業務の全部又は一部の停止を命ずる等の処分をした場合における公告の方法に係る規定 (38条) は、廃止又は例示化する。

(59) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (平9法49)

- ・ 市町村が防災街区整備権利移転等促進計画を定めた旨の公告をしようとする場合における都道府県知事への通知に係る規定 (36条2項) は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

(60) 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法 (平12法87)

- ・ 都道府県知事が使用の認可に関する書類の写しの送付の要求を受けた場合における国土交通大臣への送付に係る規定 (21条3項) は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

(61) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平18法91)

- ・ 建築主事を置かない市町村の市町村長の建築物特定事業計画の都道府県知事への送付に係る規定 (35条5項) は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

(62) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (平19法59)

- ・ 関係する市町村が軌道運送高度化実施計画を受理した場合に付する意見 (9条2項) は、意見があるときに付することとする。
- ・ 関係する市町村が道路運送高度化実施計画を受理した場合に付する意見 (14条2項) は、意見があるときに付することとする。
- ・ 関係する市町村が海上運送高度化実施計画を受理した場合に付する意見 (19条2項) は、意見があるときに付することとする。

- ・ 関係する市町村が乗継円滑化実施計画を受理した場合に付する意見（22条2項）は、意見があるときに付することとする。

[環境省]

（63）自然公園法（昭32法161）

- ・ 都道府県知事が公園管理団体の指定をした場合における公示の方法に係る規定（49条2項）は、廃止又は例示化する。
- ・ 都道府県知事が公園管理団体から名称等の変更の届出があった場合における公示の方法に係る規定（49条4項）は、廃止又は例示化する。
- ・ 都道府県知事が公園管理団体の指定を取り消した場合における公示の方法に係る規定（53条2項）は、廃止又は例示化する。

（64）浄化槽法（昭58法43）

- ・ 都道府県知事が水質に関する検査の業務を行う者を指定する場合における公示の方法に係る規定（57条2項）は、廃止又は例示化する。

（65）鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平14法88）

- ・ 鳥獣保護事業を実施するための基本的な指針の策定又は変更（3条）をした環境大臣は、これを都道府県知事に通知するものとする。

- 以下に掲げる公示・公告等にあつては、官報や地方自治体の公報への掲載、新聞紙への掲載、掲示場における掲示、インターネットの利用、刊行物の発行等のいかなる方法によっても、また、以下に掲げる縦覧・閲覧にあつては、書面等による方法又はインターネットの利用等の電磁的記録による方法のいかなる方法によっても、法的義務が充足されるものである。

[内閣官房]

（1）構造改革特別区域法（平14法189）

- ・ 認定地方公共団体の学校設置会社の設置する学校の教育等の評価の結果の公表（12条6項）

[内閣府]

（2）特定非営利活動促進法（平10法7）

- ・ 都道府県知事の特定非営利活動法人から設立の認証の申請があつた旨等の公告及び都道府県知事の供する特定非営利活動法人の定款等の縦覧（10条2項）
- ・ 都道府県知事の供する特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等の閲覧（29条2項）

(3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平 11 法 117）

- ・ 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）の特定事業等の選定に係る客観的な評価の結果の公表（8 条 1 項）

(4) 沖縄振興特別措置法（平 14 法 14）

- ・ 沖縄県知事の保全利用協定の内容の周知（21 条 9 項）
- ・ 沖縄県知事の保全利用協定又はその変更の認定を取り消した旨の公表（24 条 2 項）

(5) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平 18 法 49）

- ・ 都道府県知事の公益認定をした旨の公示（10 条）
- ・ 都道府県知事の公益法人から名称又は代表者の氏名の変更について届出があった旨の公示（13 条 2 項）
- ・ 都道府県知事の供する公益法人から提出を受けた財産目録等の閲覧又は謄写（22 条 2 項）
- ・ 都道府県知事の公益法人から合併等をしようとする旨の届出があった旨の公示（24 条 2 項）
- ・ 都道府県知事の公益法人が合併以外の理由により解散をした旨の清算人からの届出又は清算人からの清算が終了した旨の届出があった旨の公示（26 条 4 項）
- ・ 都道府県知事の公益法人に対し必要な措置をとるべき旨の勧告の内容の公表（28 条 2 項）
- ・ 都道府県知事の公益法人に対し勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨の公示（28 条 4 項）
- ・ 都道府県知事の公益認定を取り消した旨の公示（29 条 4 項）
- ・ 都道府県の合議制の機関の諮問に対する答申の内容の公表（52 条により準用する 44 条 1 項）

(6) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平 18 法 50）

- ・ 都道府県知事の特例民法法人から解散の登記及び設立の登記をした旨の届出があった旨の公示（108 条 1 項）
- ・ 都道府県知事の供する移行法人から提出を受けた公益目的支出計画実施報告書の閲覧又は謄写（127 条 4 項）

(7) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平 18 法 51）

- ・ 地方公共団体の長の落札者の氏名等の公表（17 条により準用する 13 条 3 項）
- ・ 地方公共団体の長の契約の相手方の氏名等の公表（23 条により準用する 20 条 2 項）
- ・ 地方公共団体の長の契約の変更の内容に関する事項の公表（23 条により準用する 21 条 3 項）
- ・ 地方公共団体の長の契約を解除するときの必要な措置を講じた旨等の公表（23 条により準用する 22 条 4 項）

[警察庁]

(8) 道路交通法 (昭 35 法 105)

- ・ 都道府県公安委員会が運転免許取得者教育を認定した旨の当該公安委員会による公示 (108 条の 32 の 2 第 2 項)

[金融庁]

(9) 貸金業法 (昭 58 法 32)

- ・ 都道府県知事の供する貸金業者登録簿の閲覧 (9 条)

[消費者庁]

(10) 特定商取引に関する法律 (昭 51 法 57) (経済産業省と共管)

- ・ 都道府県知事の販売業者又は役務提供事業者に対し訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命じた旨の公表 (8 条 2 項)
- ・ 都道府県知事の販売業者又は役務提供事業者に対し通信販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命じた旨の公表 (15 条 3 項)
- ・ 都道府県知事の販売業者又は役務提供事業者に対し電話勧誘販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命じた旨の公表 (23 条 2 項)
- ・ 都道府県知事の統括者等に対し連鎖販売取引について勧誘を行うことを停止すべきこと等を命じた旨の公表 (39 条 5 項)
- ・ 都道府県知事の役務提供事業者又は販売業者に対し特定継続的役務提供に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命じた旨の公表 (47 条 2 項)
- ・ 都道府県知事の業務提供誘引販売業を行う者に対し業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の全部又は一部を停止すべきことを命じた旨の公表 (57 条 3 項)

[厚生労働省]

(11) 児童福祉法 (昭 22 法 164)

- ・ 都道府県等の助産施設の設置者等の情報の提供 (22 条 4 項)
- ・ 都道府県等の母子生活支援施設の設置者等の情報の提供 (23 条 5 項)
- ・ 市町村の保育所の設置者等の情報の提供 (24 条 5 項)
- ・ 都道府県知事の指定知的障害児施設等の設置者に対し勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨の公示 (24 条の 16 第 4 項)
- ・ 都道府県知事の指定知的障害児施設等の指定をした旨等の公示 (24 条の 18)
- ・ 都道府県知事の施設の運営の状況等の公表 (59 条の 2 の 5 第 2 項)

(12) 医療法 (昭23法205)

- ・ 病院等の管理者（地方自治体に限る。）の供する医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報を記載した書面の閲覧（6条の3第1項）

(13) 労働組合法 (昭24法174)

- ・ 都道府県労働委員会の審査の期間に関する目標の達成状況その他の審査の実施状況の公表（27条の18）

(14) 社会福祉法 (昭26法45)

- ・ 都道府県知事の都道府県福祉人材センターの名称等又はその変更の公示（93条2項、4項）
- ・ 都道府県知事の都道府県福祉人材センターの指定を取り消した旨の公示（98条2項）

(15) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭32法164)

- ・ 都道府県知事の都道府県指導センターの名称及び事務所の所在地又は当該事務所の所在地の変更の公示（57条の3第3項、第5項）

(16) 老人福祉法 (昭38法133)

- ・ 都道府県知事の有料老人ホームの設置者に対し改善に必要な措置を採るべきことを命じた旨の公示（29条10項）

(17) 介護保険法 (平9法123)

- ・ 都道府県知事の指定居宅サービス事業者に対し勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨の公示（76条の2第4項）
- ・ 都道府県知事の指定居宅サービス事業者の名称等の公示（78条）
- ・ 市町村長の指定地域密着型サービス事業者に対し勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨の公示（78条の9第4項）
- ・ 市町村長の指定地域密着型サービス事業者の名称等の公示（78条の11）
- ・ 都道府県知事の指定居宅介護支援事業者に対し勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨の公示（83条の2第4項）
- ・ 都道府県知事の指定居宅介護支援事業者の名称等の公示（85条）
- ・ 都道府県知事の指定介護老人福祉施設の開設者に対し勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨の公示（91条の2第4項）
- ・ 都道府県知事の指定介護老人福祉施設の開設者の名称等の公示（93条）
- ・ 都道府県知事の介護老人保健施設の開設者に対し勧告に係る措置をとるべきこと等を命じた旨の公示（103条4項）
- ・ 都道府県知事の介護老人保健施設の開設者の名称等の公示（104条の2）
- ・ 都道府県知事の指定介護療養型医療施設の開設者に対し勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨の公示（113条の2第4項）

- ・ 都道府県知事の指定介護療養型医療施設の開設者の名称等の公示（115条）
- ・ 都道府県知事の指定介護予防サービス事業者に対し勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨の公示（115条の8第4項）
- ・ 都道府県知事の指定介護予防サービス事業者の名称等の公示（115条の10）
- ・ 市町村長の指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨の公示（115条の18第4項）
- ・ 市町村長の指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称等の公示（115条の20）
- ・ 市町村長の指定介護予防支援事業者に対し勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨の公示（115条の28第4項）
- ・ 市町村長の指定介護予防支援事業者の名称等の公示（115条の30）
- ・ 都道府県知事の介護サービス情報の報告の内容等の公表（115条の35第3項）

（18）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平10法114）

- ・ 都道府県知事の感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報等の公表（16条1項）

（19）障害者自立支援法（平17法123）

- ・ 都道府県知事の指定事業者等に対し勧告に係る措置を採るべきことを命じた旨の公示（49条6項）
- ・ 都道府県知事の指定障害福祉サービス事業者等の指定をした旨等の公示（51条）
- ・ 都道府県知事の指定自立支援医療機関の指定をした旨等の公示（69条）

（20）高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平17法124）

- ・ 市町村の高齢者虐待対応協力者等の周知（18条）
- ・ 都道府県知事の養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等の公表（25条）

**（21）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77）
（文部科学省と共管）**

- ・ 都道府県知事の認定子ども園に係る施設の名称及び所在地等又はそれらの変更の周知（6条1項、7条2項）
- ・ 都道府県知事の認定子ども園に係る認定を取り消した旨の公表（10条2項）
- ・ 都道府県知事のその設置する認定子ども園に係る公示を取り消した旨の公示（10条3項）

[農林水産省]

（22）肥料取締法（昭25法127）

- ・ 都道府県知事の収去させた肥料又はその原料の検査の結果の概要の公表（30条7項）

(23) 家畜改良増殖法 (昭 25 法 209)

- ・ 都道府県知事の種畜証明書の交付に係る農林水産大臣からの通報を受けた旨等の公示 (8 条 2 項)

(24) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭 28 法 35)

- ・ 都道府県知事の収去させた飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要の公表 (56 条 7 項)

(25) 養鶏振興法 (昭 35 法 49)

- ・ 都道府県知事のふ化業者の登録又はその取消しの公示 (7 条 4 項、10 条 3 項)

(26) 卸売市場法 (昭 46 法 35)

- ・ 中央卸売市場の開設者の毎日の卸売業者の卸売の数量及び価格の公表 (46 条 2 項)

(27) 沿岸漁場整備開発法 (昭 49 法 49)

- ・ 都道府県知事の放流効果実証事業を実施する者として指定を受けた法人の名称等又はその変更の公示 (15 条 2 項、4 項)
- ・ 都道府県知事の放流効果実証事業を実施する者として指定した法人の指定を取り消した旨の公示 (23 条 2 項)

(28) 遊漁船業の適正化に関する法律 (昭 63 法 99)

- ・ 都道府県知事の供する遊漁船業者登録簿の閲覧 (8 条)

(29) 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法 (平 7 法 2)

- ・ 都道府県知事の都道府県青年農業者等育成センターの名称等又はその変更の公示 (5 条 2 項、4 項)
- ・ 都道府県知事の都道府県青年農業者等育成センターの指定を取り消した旨の公示 (15 条 4 項)

(30) 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律 (平 7 法 88)

- ・ 都道府県知事の都道府県緑化推進委員会の名称等又はその変更の公示 (5 条 2 項、4 項)
- ・ 都道府県知事の都道府県緑化推進委員会の指定を取り消した旨の公示 (11 条 2 項)

(31) 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律 (平 14 法 120)

- ・ 関係県の干潟と有明海及び八代海等の海域の環境との関係に関する調査等の結果の公表 (18 条 1 項)

[経済産業省]

(32) ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平4法53）

- ・ 都道府県知事の会員制事業者等に対し業務の全部又は一部を停止すべきことを命じた旨の公表（11条2項）

(33) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平11法18）

- ・ 都道府県又は指定都市の中核的支援機関の名称等又はその変更の公表（26条4項、6項）
- ・ 都道府県又は指定都市の認定中核的支援機関の認定を取り消した旨の公表（27条3項）

(34) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平14法87）（環境省と共管）

- ・ 都道府県知事の供する引取業者登録簿の閲覧（47条）

[国土交通省]

(35) 水害予防組合法（明41法50）

- ・ 都道府県知事の水害予防組合の管理者の指定の告示（33条2項）
- ・ 水害予防組合の管理者の予算又は決算の要領の告示（66条、69条3項）

(36) 水防法（昭24法193）

- ・ 水防管理者の水防協力団体の名称等又はその変更の公示（36条2項、4項）
- ・ 水防管理者の水防協力団体の指定を取り消した旨の公示（39条4項）

(37) 通訳案内士法（昭24法210）

- ・ 都道府県知事の供する通訳案内士登録簿の閲覧（27条）

(38) 建築士法（昭25法202）

- ・ 都道府県知事の供する二級建築士名簿及び木造建築士名簿の閲覧（6条2項）
- ・ 都道府県知事の供する登録簿等の閲覧（23条の9）

(39) 港湾法（昭25法218）

- ・ 重要港湾の港湾管理者の当該港湾における特定埠頭の運営について認定を受けた者の氏名等の公表（54条の3第6項）

(40) 旅行業法（昭27法239）

- ・ 都道府県知事の供する旅行業者登録簿及び旅行業者代理業者登録簿の閲覧（21条）

(4 1) 不動産の鑑定評価に関する法律 (昭 38 法 152)

- ・ 都道府県知事の不動産鑑定業者に対する監督処分をした旨の公告 (44 条)

(4 2) 都市緑地法 (昭 48 法 72)

- ・ 都道府県知事の緑地管理機構の名称等又はその変更の公示 (68 条 2 項、4 項)
- ・ 都道府県知事の緑地管理機構の指定を取り消した旨の公示 (72 条 2 項)

(4 3) 幹線道路の沿道の整備に関する法律 (昭 55 法 34)

- ・ 市町村長の沿道整備推進機構の名称等又はその変更の公示 (13 条の 2 第 2 項、4 項)
- ・ 市町村長の沿道整備推進機構の指定を取り消した旨の公示 (13 条の 5 第 4 項)

(4 4) 農住組合法 (昭 55 法 86) (農林水産省と共管)

- ・ 市町村長の農地利用規約が営農地区における当面の営農の円滑な継続に資するものである旨の認定の公告 (13 条 5 項)

(4 5) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (平 9 法 49)

- ・ 市町村長の防災街区整備推進機構の名称等又はその変更の公示 (300 条 2 項、4 項)
- ・ 市町村長の防災街区整備推進機構の指定を取り消した旨の公示 (302 条 4 項)

(4 6) 中心市街地の活性化に関する法律 (平 10 法 92)

- ・ 市町村長の中心市街地整備推進機構の名称等又はその変更の公示 (51 条 2 項、4 項)
- ・ 市町村長の中心市街地整備推進機構の指定を取り消した旨の公示 (53 条 4 項)

(4 7) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平 12 法 104)

- ・ 都道府県知事の供する解体工事業者登録簿の閲覧 (26 条)

(4 8) 高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平 13 法 26)

- ・ 都道府県知事の供する登録簿の閲覧 (10 条)
- ・ 地方公共団体の賃貸住宅が加齢対応構造等を有するものである旨及び加齢対応構造等の内容その他必要な事項の周知 (50 条)

(4 9) 都市再生特別措置法 (平 14 法 22)

- ・ 市町村長の都市再生整備推進法人の名称等又はその変更の公示 (73 条 2 項、4 項)
- ・ 市町村長の都市再生整備推進法人の指定を取り消した旨の公示 (76 条 4 項)

(5 0) 景観法 (平 16 法 110)

- ・ 景観行政団体の長の景観整備機構の名称等又はその変更の公示 (92 条 2 項、4 項)
- ・ 景観行政団体の長の景観整備機構の指定を取り消した旨の公示 (95 条 4 項)

[環境省]

(5 1) 温泉法 (昭 23 法 125)

- ・ 都道府県知事の供する登録分析機関登録簿の閲覧 (23 条)

(5 2) 大気汚染防止法 (昭 43 法 97)

- ・ 都道府県知事の大気汚染の状況の公表 (24 条)

(5 3) 騒音規制法 (昭 43 法 98)

- ・ 都道府県知事の自動車騒音の状況の公表 (19 条)

(5 4) 水質汚濁防止法 (昭 45 法 138)

- ・ 都道府県知事の公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況の公表 (17 条)

(5 5) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 (昭 45 法 139)

- ・ 都道府県知事の農用地の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査測定の結果の公表 (12 条)

(5 6) 動物の愛護及び管理に関する法律 (昭 48 法 105)

- ・ 都道府県知事の供する動物取扱業者登録簿の閲覧 (15 条)

(5 7) ダイオキシン類対策特別措置法 (平 11 法 105)

- ・ 都道府県知事の大気等のダイオキシン類による汚染の状況についての調査測定の結果の公表 (27 条 3 項)
- ・ 都道府県知事の大気基準適用施設から排出される排出ガス等におけるダイオキシン類による汚染の状況についての測定の結果の公表 (28 条 4 項)

(5 8) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 (平 13 法 64)

(経済産業省と共管)

- ・ 都道府県知事の供する第一種フロン類回収業者登録簿の閲覧 (14 条)

(5 9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (平 13 法 65)

- ・ 都道府県知事のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の状況の公表 (9 条)

3 職員等の資格・定数等

[警察庁]

(1) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平 17 法 50）

- ・ 留置施設視察委員会の委員の定数（21 条 1 項）は、廃止又は条例（制定主体は都道府県）に委任する。

条例制定の基準を定める場合には、「参酌すべき基準」とする。

- ・ 留置施設視察委員会の委員の任期（21 条 3 項）は、廃止又は条例（制定主体は都道府県）に委任する。

条例制定の基準を定める場合には、「参酌すべき基準」とする。

[総務省]

(2) 消防組織法（昭 22 法 226）

- ・ 消防長及び消防署長の資格に関する基準（15 条 2 項）は、条例（制定主体は市町村）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

(3) 地方税法（昭 25 法 226）

- ・ 道府県固定資産評価審議会の委員の定数（401 条の 2 第 4 項）は、廃止する。

[文部科学省]

(4) 社会教育法（昭 24 法 207）

- ・ 社会教育委員の資格（15 条 2 項）は、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。
条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

(5) 私立学校法（昭 24 法 270）

- ・ 私立学校審議会の委員の定数（10 条 1 項）は、廃止する。

(6) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭 38 法 182）

- ・ 教科用図書選定審議会の委員の定数（11 条 3 項）は、廃止する。

[厚生労働省]

(7) 労働関係調整法（昭 21 法 25）

- ・ 都道府県労働委員会の仲裁委員会の委員の定数（31 条）は、3 人以上の奇数とする。

(8) 児童福祉法(昭22法164)

- ・ 児童福祉審議会の委員の定数(9条1項)は、条例(制定主体は都道府県及び市町村)に委任する。
条例制定の基準を定める場合には、「参酌すべき基準」とする。
- ・ 児童相談所の所長の資格(12条の3第2項)は、対象を追加する方向で今年度中に見直しを行う。

(9) 民生委員法(昭23法198)

- ・ 民生委員の定数(4条)は、条例(制定主体は都道府県)に委任する。条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。
- ・ 民生委員推薦会の委員の資格及び資格ごとの定数(8条2項)は、廃止する。

(10) 社会福祉法(昭26法45)

- ・ 地方社会福祉審議会の委員の定数(8条1項)は、廃止する。

(11) 麻薬及び向精神薬取締法(昭28法14)

- ・ 麻薬中毒審査会の委員の定数(58条の13第3項)は、廃止又は条例(制定主体は都道府県)に委任する。
条例制定の基準を定める場合には、「参酌すべき基準」とする。

(12) 介護保険法(平9法123)

- ・ 要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱う合議体の定数(189条2項)は、条例(制定主体は都道府県)に委任する。
条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

[農林水産省]

(13) 漁業法(昭24法267)

- ・ 海区漁業調整委員会の委員の定数(85条3項2号)については、学識経験がある者及び海区内の公益を代表すると認められる者の内訳を廃止する。

(14) 森林法(昭26法249)

- ・ 都道府県森林審議会の委員の定数(70条1項)は、廃止する。

[国土交通省]

(15) 建設業法(昭24法100)

- ・ 都道府県建設工事紛争審査会の委員の定数(25条の2第1項)は、廃止又は条例(制定主体

は都道府県)に委任する。

条例制定の基準を定める場合には、「参酌すべき基準」とする。

(16) 水防法(昭24法193)

- ・ 都道府県水防協議会の会長及び委員の定数(8条3項)は、廃止する。
- ・ 指定管理団体の水防協議会の会長及び委員の定数(33条3項)は、廃止する。

(17) 建築基準法(昭25法201)

- ・ 建築審査会の委員の定数(79条1項)は、廃止、条例(制定主体は建築主事を置く市町村及び都道府県)に委任又は5人以上とする。

条例制定の基準を定める場合には、「参酌すべき基準」とする。

(18) 建築士法(昭25法202)

- ・ 都道府県建築士審査会の委員の定数(29条1項)は、廃止又は条例(制定主体は都道府県)に委任する。

条例制定の基準を定める場合には、「参酌すべき基準」とする。

(19) 都市計画法(昭43法100)

- ・ 開発審査会の委員の定数(78条2項)は、廃止、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市及び特例市)に委任又は5人以上とする。

条例制定の基準を定める場合には、「参酌すべき基準」とする。

(20) 新都市基盤整備法(昭47法86)

- ・ 評価員の委員の定数(28条1項)は、廃止又は条例(制定主体は新都市基盤整備事業を施行する地方公共団体)に委任する。

条例制定の基準を定める場合には、「参酌すべき基準」とする。

(21) 国土利用計画法(昭49法92)

- ・ 土地利用審査会の委員の定数(39条3項)は、廃止、条例(制定主体は都道府県及び指定都市)に委任又は5人以上とする。

条例制定の基準を定める場合には、「参酌すべき基準」とする。

(22) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平9法49)

- ・ 防災街区整備審査会の委員の定数に係る規定(187条3項)は、廃止、条例(制定主体は防災街区整備事業を施行する地方公共団体)に委任又は5人以上とする。

条例制定の基準を定める場合には、「参酌すべき基準」とする。

[環境省]

(23) 公害健康被害の補償等に関する法律(昭48法111)

- ・ 公害健康被害認定審査会の委員の定数(45条1項)は、廃止する。

- 以下に掲げる職員等の資格については、国家資格や具体的な職務経験・年数等を求めるものでなく、地方自治体の判断により適切と認められる者を幅広く任命・推薦できるものである。

[警察庁]

(1) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平17法50)

- ・ 留置施設視察委員会の委員の資格(21条2項)

[総務省]

(2) 地方税法(昭25法226)

- ・ 道府県固定資産評価審議会の委員の資格(固定資産の評価について学識経験を有する者に限る。)(401条の2第5項)
- ・ 固定資産評価員の資格(404条2項)

[法務省]

(3) 人権擁護委員法(昭24法139)

- ・ 人権擁護委員の資格(6条3項)

[文部科学省]

(4) 私立学校法(昭24法270)

- ・ 私立学校審議会の委員の資格(10条2項)

(5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)

- ・ 指導主事の資格(19条4項)

(6) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭33法6)

- ・ 登録審査委員の資格(14条5項)

[厚生労働省]

(7) 民生委員法 (昭 23 法 198)

- ・ 民生委員の資格 (6 条 1 項)

(8) 身体障害者福祉法 (昭 24 法 283)

- ・ 身体障害者福祉司の資格 (身体障害者福祉司として必要な学識経験を有するもの) (12 条 6 号)

(9) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭 25 法 123)

- ・ 精神医療審査会の委員の資格 (法律に関し学識経験を有する者及びその他学識経験を有する者に限る。) (13 条 1 項)
- ・ 精神保健福祉相談員の資格 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 12 条 1 号から 3 号までの者に準ずる者であって精神保健福祉相談員として必要な知識及び経験を有する者に限る。) (48 条 2 項)

(10) 社会福祉法 (昭 26 法 45)

- ・ 地方社会福祉審議会の委員及び臨時委員の資格 (学識経験のある者に限る。) (9 条)

(11) 麻薬及び向精神薬取締法 (昭 28 法 14)

- ・ 麻薬中毒審査会の委員の資格 (58 条の 13 第 4 項)
- ・ 麻薬中毒者等の相談に応ずるための職員の資格 (58 条の 18 第 3 項)

(12) 知的障害者福祉法 (昭 35 法 37)

- ・ 知的障害者福祉司の資格 (知的障害者福祉司として必要な学識経験を有するもの) (14 条 6 号)

(13) 介護保険法 (平 9 法 123)

- ・ 専門調査員の資格 (188 条 2 項)

(14) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平 10 法 114)

- ・ 感染症の診査に関する協議会の委員の資格 (感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者 (感染症指定医療機関の医師を除く。)、法律に関し学識経験を有する者並びに医療及び法律以外の学識経験を有する者に限る。) (24 条 5 項)

[農林水産省]

(15) 漁業法 (昭24法267)

- ・ 海区漁業調整委員会の委員の資格 (学識経験がある者及び海区内の公益を代表すると認められる者) (85条3項2号)

(16) 農業委員会等に関する法律 (昭26法88)

- ・ 農業委員会の選任による委員の資格 (当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者) (12条2号)

[国土交通省]

(17) 港湾法 (昭25法218)

- ・ 港務局の委員会の委員の資格 (16条3項)

(18) 土地収用法 (昭26法219)

- ・ 収用委員会の委員及び予備委員の資格 (52条3項)

(19) 都市計画法 (昭43法100)

- ・ 開発審査会の委員の資格 (78条3項)

(20) 新都市基盤整備法 (昭47法86)

- ・ 評価員の委員の資格 (28条1項)

(21) 国土利用計画法 (昭49法92)

- ・ 土地利用審査会の委員の資格 (39条4項)

(22) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (平9法49)

- ・ 防災街区整備審査会の委員の資格 (土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者) (187条4項1号)

[環境省]

(23) 動物の愛護及び管理に関する法律 (昭48法105)

- ・ 動物愛護担当職員の資格 (34条2項)

4 その他の義務付け・枠付けの見直し

[総務省]

(1) 地方公務員法（昭 25 法 261）

- ・ 修学部分休業の期間の上限（26 条の 2 第 1 項）は、廃止する。
- ・ 高齢者部分休業の期間の上限（26 条の 3 第 1 項）は、廃止する。

[厚生労働省]

(2) 民生委員法（昭 23 法 198）

- ・ 都道府県知事の民生委員の推薦に係る地方社会福祉審議会への意見聴取（5 条 2 項）は、民生委員の委嘱手続を簡略化する観点から義務の緩和を行う。